

環境税(発言メモ)

2012年6月1日

中央大学法科大学院教授 森信茂樹

1、はじめに

これまでの環境税の議論とは異なる要因として以下の出来事が生じてきた。

- ・原発事故、再生可能エネルギーの必要性が叫ばれる一方で、当面は火力発電などに依存せざるを得ない状況。
- ・国際的な、環境問題への関心の低下、CO₂、2020年までに「25%」の温室効果ガスの削減という国際公約の現代的な意義
- ・社会保障・税一体改革議論やソブリンリスク問題の中で、財政赤字問題の深刻化
- ・地球温暖化対策のための税（石油石炭増税）の実施

あらためて、環境問題に対する国際世論やわが国国民の関心度合いを踏まえ、これまでの環境税をめぐる議論をもう一度考え直す必要がある。

2、世界の環境税

(1) CO₂排出量1トン当たりの税率を用いて比例的に税率水準を決める炭素税で、北欧諸国やオランダで導入。

(2) 既存のエネルギー税をベースとして、既存税制がカバーしていなかった課税対象にも新税を課す方法により、全体としてCO₂の排出量に応じた税率水準になるようにする方法で、エネルギー税や電力税の混合体としての炭素税。イギリスやドイツ。

もともと、北欧諸国と大陸諸国・英国との間で、環境税の作り方は異なるが、各国間の燃料種間の税率を炭素税率に換算した税率で比較すると、大幅な開きはない。今後この水準をわが国も目指すべきか。

3、地球温暖化対策のための税（石油石炭税の税率の上乗せ）をどう認識するか

既存の税制をベースにしており、納税システムがまったく変わらないこと、CO₂排出量に応じた税負担という考え方に一步近づくこと（課税の仕方としては、全化石燃料に対してCO₂排出量に応じた税率（289円/CO₂トン）を上乗せする形であるものの、結果的にCO₂の排出量とのバランスから石炭については税負担を

加重する結果となっている)等の観点からは、反対の総和が最も少ない現実的な税。

問題は、依然「特定財源」になっていること。これをどう考えるのか。

4、ポリシーミックスの必要性と税収の使途

英国では、炭化水素油税（ガソリン、軽油、重油等）について、税率を物価上昇率以上に毎年引上げる制度（エスカレーター制度）が導入されて、炭化水素油税が課税されない事業用の電気、石炭、天然ガス等には気候変動税が課税されている。高額ではない環境税（気候変動税）、排出量取引制度、気候変動協定、補助金等がポリシーミックスとして導入され、全体として機能させている。

このように、排出量取引制度、電力の固定価格買い取り制度など環境対策の全体像を示しつつ環境税の位置付けを明確にし、国際競争力への悪影響を抑えつつ具体的な設計を行うことが理想的。

今後おそらく最も議論となる点は、あらたな環境税ができたとして、その税収をどう使うのかという点。環境目的の歳出に使うのか、企業負担の軽減（や社会保障財源）とするのか、財政赤字のもとで一般財源とするのか、国民的な議論を行う必要がある。